

外来腫瘍化学療法診療料のお知らせ

当院は、外来腫瘍化学療法診療料1を算定するにあたり、以下の対応を行っております。

- ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されていること。

- ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。

- ・実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。

当該委員会は化学療法に携わる各診療科の医師の代表者(代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で1名以上(1診療科の場合は、2名以上)の代表者であること。)、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年1回開催されるものとする。

松山市民病院
がん化学療法委員会